

第3回「平成28年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」
議事録（一部）

日時 平成28年11月14日（月曜日）午後2時57分～午後4時47分

場所 かながわ県民センター12階 第1会議室

出席者

- （委員）○太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
勝島 聡一郎 横浜市青葉福祉保健センター センター長
五島 陽子 藤沢市企画政策部人権男女共同参画課長
白石 美奈子 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長
花房 孝典 犯罪被害者団体ネットワーク「ハートバンド」全国大会運営委員
- ◎宮森 孝史 東海大学文学部心理・社会学科教授
山下 由紀子 神奈川県臨床心理士会被害者支援担当理事

（オブザーバー）

長島 豪 NPO法人神奈川被害者支援センター所長

（事務局）

小田参事監（安全安心担当）、押部くらし安全交通課長、
長野犯罪被害者支援担当課長、北村神奈川県警察本部警務部警務課
被害者支援室長、三上神奈川県警察本部警務部警務課被害者支援副
室長、くらし安全交通課 篠原副課長、荏原グループリーダー、田
中主査

【議事内容】

開会

（司会：長野担当課長）

お時間若干前ですけれども、皆さんお揃いいただきましたので、第3回犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は田島委員と鳥海委員が、急用ができたと先ほどご連絡がありまして、ご欠席ということでございます。

それでは、新しい先生方も入って初めてということなので、安全防災局参事監の小田から改めてご挨拶させていただきます。

（小田参事監）

皆さん、こんにちは。安全防災局参事監の小田でございます。よろしくお願

いたします。

今日は私からこの検討委員会の、今日を含めまして検討項目というような部分につきまして、若干お願いを兼ねてご説明申し上げたいと思っております。

各委員の皆さんにおかれましては既にご承知と思っております。7月26日に本県の相模原市にあります障害者支援施設、津久井やまゆり園で凄惨な事件がございました。県ではそれを受けまして、再発防止ということで対策本部、あるいは今現在も有識者の方にお集まりをいただいて、再発防止等を主眼としまして検証委員会を設けて、今月中にはその検証委員会の中での検討結果がまとまるというような進捗となっております。

本日、末尾のほうに参考資料として添付させていただいておりますが、この種の事件が今後絶対起きないようにということ、それから障害者の方々を含めてしっかりと共生社会を実現していく、このような意気込みをあらわしたものとしまして「ともに生きる社会かながわ憲章」というものを10月14日に策定させていただきました。これから県全体、県民総ぐるみで共に生きていくということを強くアピールさせていただいたところでございます。

そのような流れが一連の、事件の後の取り組みになってございます。

一方、本検討委員会につきましてであります。大阪の池田小学校でも痛ましい事件がございました。それから秋葉原のほうでも無差別殺傷事件がございました。ただ、今回の津久井やまゆり園の事件は、それらを上回るような非常に凄惨な事件ということでございます。また、本県のいわゆる犯罪被害者支援に目を向けますと、サポートステーションという体制ができまして初めてと断言していいと思っております、このような大規模な痛ましい事件に我々が直面したということになります。

この事件に当たりましても、被害者支援という部分につきましては後ほど私どものほう、それから県警察のほうからご説明をさせていただく予定でございませうけれども、その中で改めまして、いわゆる被害者支援の仕組みですとかあり方ですとかそのようなものを、各委員の皆さんにおかれましてはあの事件が起きて以後、それぞれのお立場でいろいろとお考えになったり、感じられていることが多数あるかと思っております。そういうようなご意見等を頂戴しながら、今後の被害者支援のあり方というものを改めてここで、もう一度検討していただきたいと思いますと考えてございます。そのような趣旨をご理解いただきまして、この検討委員会での検討をお願いしたいということでございます。

また、このようなことから、本日の会議から新たに2名の委員の方にメンバーとなっただくということで、私どものほうでお願いいたしました。横浜市青葉福祉保健センターセンター長を務めておられます勝島先生、それから神奈川県臨床心理士会被害者支援担当理事をしておられる山下先生、このお二方に新たに委員をお願い申し上げたということでございます。

そして、当初でありますとおおむね本日の会議をもって犯罪被害者支援施策の検討委員会、一応まとめというようなことを私どもも考えてございました。ただ、これまで説明いたしましたように、このやまゆり事件等を踏まえまして

さらに検討の機会を増やしていきたいということもあわせて考えてございますので、どうか趣旨をお酌み取りいただき、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(長野担当課長)

ありがとうございます。

以降の進行につきましては、要綱の規定により宮森座長にお願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

(宮森座長)

今、参事監からお話がありましたように、本来なら3回目の今日がまとめの回ということで委員の皆さんも予定されていたと思ひますが、重大な事案が生じたということと、改めて被害者支援のあり方をこの検討委員会でもう少し練ってほしいというご要望がありましたので、あと2回、今回を入れると3回ですか、会議を開くことになるのではないかと思ひます。どうぞご協力のほどよろしくお願ひいたします。

今、新しく委員となられた方のご紹介がありましたけれども、改めてそれぞれ簡単に自己紹介をしていただいてから議事に入っていきたいと思ひます。

(花房委員)

もともと私含めまして7名の委員だったんですが、唯一の犯罪被害者ということで入れていただいておりまして、3年前の第1回目のときもお呼びいただきまして、今回が2回目の委員会参加です。

新たな方がお2人お入りになって雰囲気も変わってくると思ひますけれども、今までどおり犯罪被害者の視点に立った意見、見解ほかを述べさせていただきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(五島委員)

藤沢市人権男女共同参画課長の五島と申します。

私どもは小さな市ではございますけれども、地方公共団体の実務、人権をやっている課ということで出ております。

県内の市町村はどこも、犯罪被害者等支援につきましては、施策を担当している課と総合窓口を決めるという形になっておりますけれども、藤沢市の場合には窓口担当は別の課がやっております、人権施策のほうを担当している課になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

(山下委員)

初めまして。神奈川県臨床心理士会の被害者支援担当の理事ということで今回お呼びいただきまして、ありがとうございます。山下由紀子と申します。

神奈川県臨床心理士会は、臨床心理士が1,700人弱おりました、いろいろなところで業務に当たっているんですけども、直接的に犯罪被害者等に直接かかわっている会員もおりますし、何かあったときに動きたいということで登録しているメンバーもございまして、主には研修企画等をしておりますけれども、何かありましたらお手伝いできるようなということで、サポートステーションのほうにメンバー登録もさせていただいております。

そういった関係で、犯罪被害者等でもご協力できればという立場でおりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(勝島委員)

青葉福祉保健センターセンター長の勝島でございます。

私、青葉区役所の中の一部門なんですけれども、その役職のほかに神奈川県被害者支援センターでも相談業務をさせていただいているほか、過去に児童相談所の所長、精神保健福祉センターの所長もさせていただきました。それらのところで犯罪被害者に若干かかわることもありますが、犯罪被害者についてを中心にやっているわけではないので、どこまでお役に立てるかということもあります。こういった機会にぜひいろいろなことを勉強させていただきたいと思っております。

よろしくよろしくお願いいたします。

(太田委員)

慶應義塾大学の太田でございます。

被害者学という学問と刑事政策という犯罪対策を専攻しています。

杉並区の被害者支援の条例をつくったときに自治体とかかわりを持った経緯もございまして、前回の見直しからこちらにお呼びいただいて、参加させていただいております。

よろしくよろしくお願いいたします。

(白石委員)

神奈川県弁護士会の犯罪被害者支援委員長をさせていただいております白石です。

かながわ犯罪被害者サポートステーションから法律相談の申し込みがあった場合に、法律相談を担当する弁護士を決めて相談を行うというような形でかかわらせていただいております。

よろしくよろしくお願いいたします。

(宮森座長)

座長を拝命しております宮森と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

私も神奈川県臨床心理士会の立ち上げからずっとかかわってきまして、犯罪被害とか被害者支援に関しての派遣カウンセラーとして長く現場の仕事を続

けてきた経緯もありまして、今、こういう立場で仕事をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

この委員会の委員の数は10名以内となっておりますので、新しいお2人の委員をお迎えして9名ですから、まだ余力があるというか、少し大勢できちんと議論できるほうがいい体制ではないかなと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従って会議を進めてまいりたいと思います。

その前に、会議及び会議録の公開、非公開についてということで、第1回の会議でお手元の資料2のとおり決めさせていただいております。今回の議題（1）については、本日、関係の皆様からのご報告をお願いしております。神奈川県の情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）の第5条第1号及び第2号の規定に該当する事項があると考えられております。個人情報、それからやまゆり園の法人情報といったものが含まれておりますので、今回、議題（1）については非公開とさせていただきたいと考えておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

（宮森座長）

続きまして、議題（2）施策・事業に対する意見募集等の結果（案）についてに移ります。

ここからは会議は公開といたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら入室を認めたいと思います。

（長野担当課長）

いらっしゃいません。

（宮森座長）

では、議題（2）について事務局からご説明をお願いいたします。

（田中主査）

くらし安全交通課の田中と申します。

私からは、神奈川県犯罪被害者等支援施策事業に関する意見募集結果ということで、平成28年7月1日から8月1日の約1カ月間、第1回目の検討委員会においてお示しした平成27年度の実施状況と平成28年度の実施予定等について県民に広く公表させていただきまして、1カ月間パブリックコメントを実施させていただいた結果が資料9になります。

資料9-①をごらんください。

パブリックコメントを実施させていただいた結果ですけれども、結果の概要

ということで、1、総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携に関する意見、2、日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供に関する意見、3、県民・事業者の理解の促進に関する意見、4、被害者等を支える人材の育成に関する意見、5、その他（全体を通じての意見など）ということで、いただいた意見を5つに区分させていただいております。

なお、例えば2と4というふうに内容的に重複している部分もございますけれども、県の考え方としての回答の想定も踏まえた上で、いずれかに分類させていただいております。

パブリックコメントでいただいたご意見については、検討委員会の委員の皆様にご意見をいただいた上で、最終的には「県の考え方」として取りまとめて公表する予定でございます。

反映区分として、今後の取り組みを検討するもの、ご意見の内容は既に実施しているもの、今後の取り組みの参考とするもの、反映できないものとして区分分けを行う予定であります。

それでは、資料9-②をごらんください。

こちらは今回いただいた意見を一覧にしてございます。どんな意見をいただいたかについて概略を説明させていただきます。

先ほどやまゆり園の関係については議題1のほうでご説明させていただいておりますので、割愛いたします。

まず項目1、総合的支援体制の整備と支援関係基幹の連携に関する意見では、1番ですけれども、サポステの支援にご満足をいただいたというありがたいご意見になっております。2番については、盗撮の被害についても支援をしてほしいという意見。それから4番については、相談員の方からのご意見ですけれども、日数がたち過ぎて被害届けを受理してもらえなかった方へ何らかの救済措置はないのかといったご意見がございました。5番、6番は海外で被害に遭われた方への支援の充実を求める意見、7番、8番については警察間における情報の共有を進めてほしいという意見、9番については神奈川県犯罪被害者等支援施策は充実しているというご意見をいただいております。

次のページにまいりまして、11番は関係団体からのご意見ですが、県の研修に参加させていただきたいというご要望をいただいております。12番から15番については、市町村の連携をこれまで以上に進めてほしいというご意見でして、県と市町村が支援の初期から連絡をとってほしいといったご意見や、市町村による長期的な生活支援の充実を求める意見等がございました。

19番から22番については性犯罪、性暴力の支援に関する意見になります。被害届けを出すことが難しい性犯罪被害者への支援の充実を求める意見、ホットラインの支援内容の充実を求める意見などがありました。また、ホットラインの24時間・365日対応を評価する意見もありました。

24番目、25番については、被害を受けた少年に対する支援の充実を求める意見、27番、28番は地域における人材を活用し、支援の充実を図るために体制の整備を求めるご意見でした。

続きまして項目2、日常生活回復にむけたきめ細かい支援の提供に関する意見になります。

まず、30から33番については、犯罪被害者支援ボランティアによる支援に関する意見になります。こちらは項目4の人材の育成に関する意見と重複するところではございますが、2のほうに入れさせていただいております。具体的な内容としては、付き添い支援時における保育を要する乳幼児への保育サービスを制度化してほしいといったご意見や、県の登録ボランティアを市町村と共有してほしいといったご意見がございました。

34から37は、生活資金貸付けに関するご意見です。貸付実績が実際にはないことから、手続上の問題として手続の簡略化を求めるご意見や、見舞金などの制度の併設を求める意見、貸付制度のさらなる周知を求める意見などがございました。

38から40番については、緊急避難場所の提供に関する意見になります。近年、利用実績のない県営住宅については、短期間であっても利用しやすい居室内の環境の整備を求める意見、それから県営住宅の手続の改善を求める意見、それから被害直後のホテルの提供については、3泊を1週間に延ばしてほしいなどのご意見がございました。

続きまして、40から43番については学校における取り組みに関するご意見です。いじめなどに対する心理的支援の充実を求める意見や、スクールカウンセラーの配置に関する意見などがございました。

続きまして項目3、県民・事業者の理解の促進に関する意見です。全体的に、施策等のさらなる普及啓発を求める意見になっております。

45番については、ホームページばかりではなくポスターなどの目につきやすい広報を進めるべきだというご意見、46から48については、中・高校生を対象にした県警の「いのちの大切さを学ぶ教室」のさらなる充実を求める意見がございました。49から54については、主に学校におけるいじめや暴力行為の防止のための取り組みの充実や、性に関する正しい知識の高揚、性犯罪防止への取り組みを求める意見、また、DV被害や売春被害に遭わないための若年層への啓発の必要性についての意見がございました。

続きまして項目4、被害者等を支える人材の育成に関する意見です。

55番については、以前、支援をお受けになられた被害者の方からのご意見になりますけれども、サポートステーションの支援終了後に支えとなる方が必要だと。ある程度被害者支援に理解のある人材の育成を望むというご意見をいただいております。

56から60番は、地域における犯罪被害者の支援ボランティア育成に関するご意見になります。生活支援ボランティアの育成を進めてほしいといったご意見、それから地域における中核的なボランティアの育成を求める意見、また若い人材のボランティアの獲得への取り組みを進めるべきだという意見がございました。

最後、項目5、その他（全体を通じての意見など）になりますけれども、61

から63については、報道機関やインターネットによる被害者の個人情報拡散を防ぐ対策を求める意見、65番については、今後も着実に施策を進めていけば、よりよいものになるのではないかというご意見をいただきました。

以上、簡単ですけれども、意見の概略をご説明させていただきました。

(宮森座長)

ただいまのご説明に関して、何かご意見等ございませんでしょうか。

今回は余り批判的な内容がなかったかなという感じがして、ちょっと安心はしているんですけれども、いかがでしょうかね。

(花房委員)

意見募集は前に何回かやりまして、意見の件数が今までより少なくなっている気がするんですけれども、ちょっと定かではないんですけれども、数はいかがですか。

(長野担当課長)

平成27年度の意見募集の件数で言いますと、61件。その前に平成26年度、これは計画の改定時ですけれども、このときは102件のご意見がございました。大体去年並みだけけれども、余り多いというわけではないという感じですよ。

(太田委員)

アンケート以外に関することでもいいですか。

(宮森座長)

はい。

(太田委員)

心理カウンセリングの無料提供をサポートステーションでやっておられます。あれは年に5回でしたっけ。

(宮森座長)

10回です。

(長野担当課長)

マックス10回です。

(宮森座長)

増やしたんですね。

(太田委員)

今度、警察庁の施策もそうですし第3次被害者基本計画も出まして、県警のほうで心理カウンセリングの費用の負担をするという制度ができることになりましたけれども、まず、神奈川県でどういうふうに対応されるのでしょうか。あれは警察庁から一応方向性が示されていますけれども、各県警ごとにどういう制度にするか、かなり委ねられている部分もありますけれども、神奈川県はどのようにされるのかということと、それを受けてサポートステーションのほうのカウンセリングをどうするか。

要するに、関係ないとして県警のほうは県警のほうで、例えば1年間なら1年間、自分で好きな臨床心理士さんに受けた費用を償還してもらえるわけですので、そういうところでやってもらって、サポートステーションはサポートステーションで10回なら10回提供するということでもいいとは思いますが、そういうことで何か調整みたいなことはお考えになっているのかどうか、まずお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(三上被害者支援室副室長)

今までの心のケアの部分、臨床心理士がカウンセリング等々しておりますけれども、それに関しては従来どおり残そうと思っております。では今、神奈川県で足りないのはどこなのだろうと精査しましたところ、やはり精神科医の医療の部分、これが有料になってしまっているという形がありますので、そちらの精神科医を受診する際の費用を何とかできないかということで、今、県警のほうで練っております。

(太田委員)

では、まだ具体的ものは出ていないんですか。

(三上被害者支援室副室長)

まだ出ていません。

(太田委員)

県警のほうもいろいろ委託されている心理士さんとか精神科医の方がいらっしゃると思いますが、今度のもはそれとは別に、自分が通った心理士さんに、1回5,000円だとかを例えば1年間に20回受けました、そういうものを何とかできないかという話ですよ。

(三上被害者支援室副室長)

そうです。

(太田委員)

精神科医の方も含めて、これから何らの制度ができるということですね。
(三上被害者支援室副室長)

そうです。

(太田委員)

それを踏まえて、今度はサポートセンターのほうとの兼ね合いといたしますか、かなり充実した内容になると思うので、だから要らないというわけではないと思うんですけども、何かお考えでしょうか。

(長野担当課長)

カウンセリング、一応マックス10回ということで被害者支援センターの登録カウンセラーをやっているんですけども、犯罪被害者支援という意味のカウンセリングはそれなりに、何ですかね、先ほどいらしていた精神保健福祉センターがやられているような心のケアの部分に加えて、犯罪被害者支援に関する情報提供といたしますか、そういう意味合いも結構ありまして、弁護士の法律相談もあるんですけども、やはり法律相談だけだと話がどうも緊張してしまってよく入らないとか、1回聞いただけではわからないという方もいらして、カウンセラーの方からも被害者参加の問題だとかいろいろなことを情報提供している部分があると聞いています。

ですので、県警のほうで今、検討されているのは医療機関のカウンセリングを受けた場合には費用が自己負担になってしまうというところで、そこを何とかするという方向で検討していただいているということなので、その部分ですみ分けはできるのかなと思っています。

(太田委員)

危機介入的なことも含めてサポートステーションのほうのカウンセリングはやられて、長期的なもの及び治療的なものについては県警のほうなので、何という名前の制度になるかわかりませんが、やるという形になるということですね。

(長野担当課長)

より治療的なものについては県警の制度を利用していただくのがいいのかなと思っています。

(勝島委員)

精神保健福祉センターの先生方、もう帰ってしまったんですけども、さっき私が被害者支援センターをもっと活用したらどうかとお話ししたのは、今、課長がおっしゃったような、いろいろな情報提供とかそういったことも含めて、被害者支援ということでカウンセリング等もできるといったことを日ごろから皆さんやっているの、慣れないと言うとちょっと言い過ぎになってしまうん

ですけれども、日ごろ余りやっていない被害者支援について、精神保健福祉センターの皆さんがやると同時に被害者支援センターも一緒にやってはどうかかなということ、さっきお話しした次第です。

(長野担当課長)

今回はこういう形をとったんですけれども、やはり心のケアに加えて被害者支援ならではのカウンセリングでできる部分がありますので、その部分はできるだけ、どのようにPRしていけばこれがわかりやすく伝わるのかなという部分はあるんですけれども、PRに努めて、そういった支援が必要な方もいらっしゃると思いますので、やっていければいいなと思います。

(宮森座長)

私が考えたのは、その10回なんですけれども、10回で終わらない人の担当が結構多いんですよ。そうするとその後、有料化していくところも、今回その制度ができたことによってそれがうまく連携できればいいかなとは考えていたんですけどね。2年ぐらいかかった人もいますね。

その他、どうでしょう。

(太田委員)

もう一点よろしいでしょうか。

やはり先ほども出ていましたけれども、県と各市町村の連携をどうしていくかということで、連携でもいいですし役割分担もあっていいと思うんですけれども、それが非常に大きな課題かなという気がしております。今度、国のほうでは、内閣府が被害者支援施策の担当だったのがもう終わりました、警察庁のほうに全て移管されることになり、しかも自治体における被害者支援についても警察庁が所管することになったわけですが、それに呼応する、各県警においても県内の自治体との関係は、警察の中の取りまとめというところが難しいんでしょうけれども、何か自治体との連携を警察が中心になってやっていくという形になるのでしょうか。

(北村被害者支援室長)

警察署ごとに、自治体と連携をとるとするのは当然あると思います。

(太田委員)

それは当然あると思うんですけれども、それを越えた、例えば各自治体におけるいろいろな被害者支援がございましてね。そのことについて警察が音頭をとって何か奨励していくとか、そういうことは特にお考えになってはいないということですか。

(北村被害者支援室長)

ないですね。今までの所管が、内閣府から警察庁に移管されたということだ

けですので、今までと変わっていません。

(長野担当課長)

警察庁のほうに被害者支援の参事官室ができて、そこがいわゆる行政の被害者支援施策の担当課とのやりとりをするということで、警察庁には以前から被害者支援室というのがございまして、そちらが各県警本部の被害者支援室とのやりとりをする、そのような役割分担になっているということです。もちろん被害者支援室と参事官室のほうで連携はとられていますけれども、そういった流れになっている。

(太田委員)

だから中央と各自治体、自治体の情報収集といろいろな情報提供みたいなことは警察庁と各自治体はあるけれども、各都道府県レベルで言うと、それぞれ警察が何かアドバイザー的な、もしくは情報収集的なことに携わっていくというわけではないんですね。

(長野担当課長)

本県の場合は非常に密接に連携しているのであれですけれども、各県によって、警察が割と主導的に取り組まれている県もあれば、行政の担当課が割合主体となっている県もあると思います。

(太田委員)

依然として、県と市町村との連携というのは全国的にも十分でない中で、どういうふうに進めていくのがいいものかと思っているときに、そういう中央の改変があったものですから、各県での動きがどうなるのかわからないためお聞きしたということです。

神奈川県でも今回の事件では連携がうまくとれていると思うんですけれども、個々のケースについての対応や、それぞれの市町村がどのように被害者支援を充実させていくのかを県としてどのようにサポートしていくのがいいのか難しい課題だなと思っています。その関係で質問させていただきました。

(長野担当課長)

課題だと思います。

(宮森座長)

その他、いかがでしょうか。

(花房委員)

今、出ました県と市、自分は横須賀市に住んでいて横須賀市とやり合っているんですけれども、本当に必要なことだと思いますね。被害を受けた人が飛び

込んでいくのは、地元の警察はもとより、やはりよくわからないなりに市役所へ行くわけですよ。行く人が多いのではないかと思います。いろいろ出ていますし、私も本当にそう思いますけれども、神奈川県というのは本当にすごい、全国的に言うと先進的な、犯罪被害者支援が充実した県だと思うんですよ。その県の恩恵を市が受けられるような仕組みが何かできればと身をもって感じている次第であります。

(宮森座長)

戦いは続きますね。テーマということで、この会でも何度も話題になっていることですので。

あとは、いかがでしょうか。

特にご意見等ないようですので、議題(2)についてもこれで締めさせていただきますことにしまして、今回の議論、それから1回目、2回目の議論の内容も含めまして、総合的な検証の結果の取りまとめは事務局にお願いしたいと思います。それを次回のテーマにしたいと思います。

(宮森座長)

私、普段、暇なときにはいつもFMヨコハマを聞いていて、この間、黒岩知事が出るコーナーがあって、そこでこれ(「ともに生きる社会かながわ憲章」)を話題にしていたんですね。全部これを読み上げたんですね。それで、これを神奈川県の新しい憲章にして県民を支えますということなんですけれども、どうもここの「私たちは、」というところは、今回の障害のことに関係していたので「障害のある人も障害のない人も」という主語になっていたんだそうですね。それを、そういうふうの特化するとかえっていけないかもしれないから「私たちは、」という言葉に置き換えた。これは黒岩知事の案なんだそうですね。それでこの文面を変えたということを経験したんですね。

なので、緊急性を要するからとりあえずこれで、だからもっともっと変えてもいいんですよ、県民の人たちはちゃんと意見をくださいと。この憲章についてはまだまだ変えてくれるんだそうですね。ですから、そういうことも含めてということでしょうか。

今回、冒頭で小田参事監から、この事件も踏まえて、被害者支援のあり方をもう一回きちんと検証する必要があるのではないですかという言葉もいただきましたので、あとの4回目と5回目はまとめの会になると思いますけれども、今までの取りまとめを事務局のほうでつくっていただいてから第4回、5回に臨みたいと思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いたしたいと思います。

では、その他について事務局から何かありますか。

(荏原 G L)

私のほうからその他としまして、今後の進め方についてご説明させていただきます。

次回第4回委員会の開催日につきましては、12月2日金曜日の午前中、10時から12時までの開催とさせていただきたいと考えております。

第4回の委員会では引き続き重大事案への支援の取り組みについてご議論いただくとともに、1回目からご検討いただいております総合的検証について、全体の取りまとめに向けて骨子をお示しさせていただきたいと考えております。

その次の回、第5回目になります。1月に予定しております。この委員会で全ての議題について全体のまとめをしていただければと考えております。

この第5回目の委員会につきまして事前に委員皆様のご都合を確認させていただいたところ、委員全員のご都合が合う日が残念ながらございませんでした。そこで、大変心苦しいんですけれども、出席可能な委員さんが最も多い日程を開催日とさせていただきたいと考えております。

候補日としては、1月24日火曜日、午後なんですけれども、いかがでしょうかということ、当日ご都合の合わない委員の方には大変申しわけないんですけれども、あらかじめ事務局から内容をご報告させていただいて、ご意見をいただいた上で委員会に報告させていただくという形をとらせていただきたいと思います。

以上、ご提案でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(宮森座長)

では、まず第4回は12月2日金曜日の午前中、10時から12時までで、検討内容については取りまとめということになります。その検討内容も含めて、この日程でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(宮森座長)

では、問題の第5回、最終の委員会になるのですが、どうも調整が難しく、全員が集まらないということなんですけれども、一番多い委員の集合が可能な日として、年明け1月24日火曜日の午後という予定ですが、いかがでしょうか。

私は最終の授業日なんですけれども、でも、何とかします。

(勝島委員)

今日と同じところですか。

(荏原 G L)

会場は、今のところここを押さえております。

(宮森座長)

時間は15時からということよろしいでしょうか。

(荏原 G L)

はい。

(宮森座長)

では、第4回、第5回の日程について、今日ご出席の委員の皆様からはご承認をいただいたということで。

それでは、本日の委員会はこれで終了といたします。皆様のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

閉会